

第 24 回コーデックス連絡協議会資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 29 回コーデックス総会 (CAC) 議題〔仮訳〕
4-(2)	第 29 回コーデックス総会 (CAC) 主な検討課題
4-(3)	コーデックス組織図
4-(4)	第 29 回コーデックス総会以降 1 年間のコーデックス会合及び連絡協議会開催予定表
5-(1)	第 28 回魚類・水産製品部会 (CCFFP) 議題〔仮訳〕
5-(2)	第 28 回魚類・水産製品部会 (CCFFP) 主な検討課題
6-(1)	第 28 回栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 仮議題〔仮訳〕
6-(2)	第 28 回栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 主な検討課題
7-(1)	第 15 回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) 仮議題 (仮訳)
7-(2)	第 15 回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) 主な検討課題
8	第 6 回バイオテクノロジー応用食品特別部会について

第 24 回コーデックス連絡協議会

日時：平成 18 年 10 月 16 日(月)

14：00～16：00

場所：飯野 4・5・6 会議室

議 事 次 第

1. コーデックス委員会の活動状況について

(1) 最近のコーデックス委員会の活動状況について

- ・ 第 29 回総会
- ・ 第 28 回魚類・水産製品部会

(2) 今後のコーデックス委員会の活動状況について

- ・ 第 28 回栄養・特殊用途食品部会
- ・ 第 15 回食品輸出入検査・認証制度部会

2. その他

- ・ 第 6 回バイオテクノロジー応用食品特別部会

コーデックス連絡協議会 委員名簿

(敬称略 50 音順)

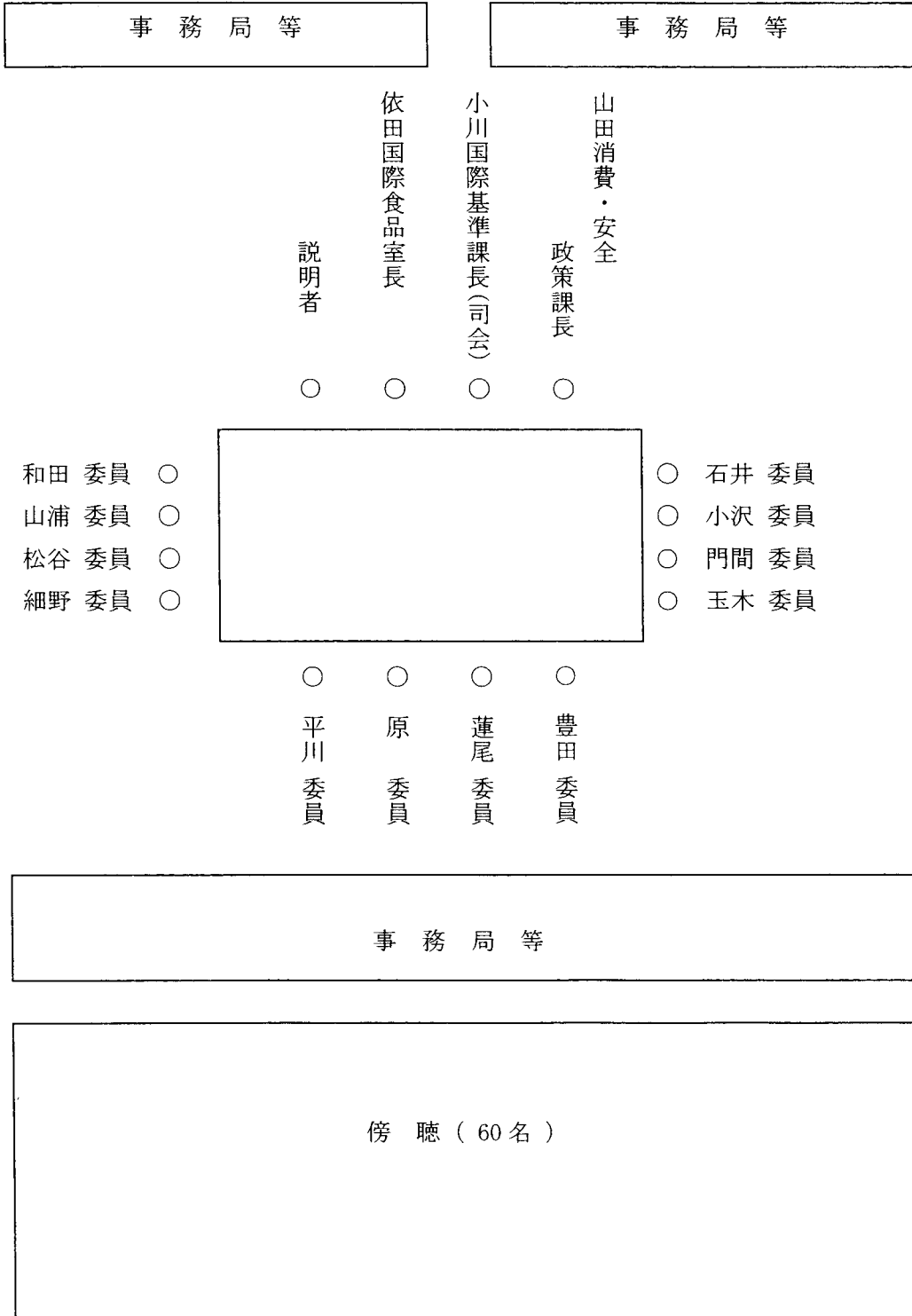
いしい ひろゆき 石井 胖行	味の素(株) 品質保証部 顧問
おざわ りえこ 小沢 理恵子	日本生活協同組合連合会 暮らしと商品研究室長
かすみ たかふみ 春見 隆文	日本大学生物資源科学部農芸化学科 教授
かどま ひろし 門間 裕	(財) 食品産業センター 企画調査部長
かんだ としこ 神田 敏子	全国消費者団体連絡会 事務局長
たまき たけし 玉木 武	(社) 日本食品衛生協会 理事長
とよだ まさたけ 豊田 正武	実践女子大学生生活科学部 教授
はすお たかこ 蓮尾 隆子	家庭栄養研究会 副会長
はら こうぞう 原 耕造	全国農業協同組合連合会 総合企画部 SR 事務局長
ひらかわ ただし 平川 忠	日本食品添加物協会 常務理事
ほその あきよし 細野 明義	(財) 日本乳業技術協会 常務理事
まつたに みつこ 松谷 満子	(財) 日本食生活協会 会長
やまうら やすあき 山浦 康明	日本消費者連盟 副代表運営委員
わだ まさえ 和田 正江	主婦連合会 参与

第 24 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

平成 18 年 10 月 16 日 (月)

14:00 ~ 16:00

飯野 4・5・6 会議室



FAO/WHO 合同食品規格計画

第 29 回 コーデックス総会

日時 : 2006年7月3日(月)～7月7日(金)

場所 : ジュネーブ(スイス)

議 題

第1章 はじめに	
1.	議題の採択、議事運営
2.	第57回、58回執行委員会の報告
第2章 手続き等に関する案件	
3.	手続きマニュアルの改正
第3章 コーデックス規格と関連文書	
4.	ステップ8の規格案と関連文書(ステップ6,7を省略するための勧告を付してステップ5で提出されたもの及び迅速化手続きのステップ5で提出されたものを含む)
5.	ステップ5の規格原案と関連文書
6.	既存のコーデックス規格と関連文書の廃止
7.	新規の規格及び関連文書策定及び作業中止の提案
第4章 計画及び予算に関する事項	
8.	財政及び予算に関する事項
9.	コーデックス委員会の戦略的計画
第5章 方針及び一般問題	
10.	コーデックス委員会及び食品規格に関するその他の FAO 及び WHO の作業に対する FAO/WHO 合同評価の実施
a)	全般的な実施状況
b)	コーデックス部会の構成及び部会と特別部会の権限の検証
11.	総会、部会及び特別部会の報告から提起された事項
12.	コーデックス委員会とその他の国際組織との関係
13.	コーデックスへの参加促進のための FAO/WHO プロジェクト及び信託基金
14.	FAO 及び WHO から提起されたその他の事項

第6章 選出と指名	
15.	コーデックス委員会議長・副議長の選挙
16.	コーデックス部会と特別部会の議長を指名する国の指定
第7章 その他の事項	
17.	その他の作業
18.	報告書の採択

第 29 回コーデックス総会 (CAC) 結果概要

1 開催日及び開催場所

平成 18 年 (2005 年) 7 月 3 日 (月) ~ 7 月 7 日 (金)
 ジュネーブ (スイス)

2 参加国及び国際機関

109 加盟国、EC、43 国際機関が参加。

3 我が国からの出席者

農林水産省大臣官房 審議官 (兼消費・安全局)	高橋 直人
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課 課長	伏見 環
厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室 室長	梅田 珠実
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課 課長補佐	松岡 輝昌
厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課検疫所業務管理室 衛生専門官	今川 正紀
厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室 国際調整専門官	福島 和子
厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課 主査	二ノ宮隆矢
厚生労働省医薬食品局食品安全部 参与	吉倉 廣
農林水産省消費・安全局消費・安全政策課 課長補佐	宮廻 昌弘
農林水産省消費・安全局農産安全管理課 課長補佐	瀬川 雅裕
農林水産省消費・安全局農産安全管理課 課長補佐	佐藤 京子
内閣府食品安全委員会事務局評価課 課長補佐	島田 和彦
内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課 係長	壹岐 和彦

主要議題は以下のとおり。

第 29 回コーデックス総会結果

○第 3 章：規格及び関連文書

議題 4. Part1 ステップ 8、5/8 及び 5（迅速化手続き）の規格案及び関連文書

< 穀物・豆類部会（CCCPL） >

事項	概要	審議結果
即席めん規格案	油揚げめん及び非油揚げめんについて規定した即席めんの規格案。1999 年に規格化の提案を我が国が行い、アジア地域調整部会を経て穀物・豆類部会において電子メールで作業が進められてきたもの。	編集上の修正がなされた上、採択された。

< 食品添加物・汚染物質部会（CCFAC） >

事項	概要	審議結果
食品添加物のコーデックス一般規格（GSFA）の前文改訂案	GSFA に掲載されている添加物条項と、個別の食品規格に掲載されている添加物を整合化し、コーデックスにおける添加物規格の統一を目標とした GSFA 前文の改訂案。	インドからセクション 1.2 及び 3.1 について修正の提案があったが、既に CCFAC で検討済みとして、改訂案は原案どおり採択された。
食品添加物の国際番号システム（INS）の修正原案	添加物の特定のために用いられる国際的な番号システムへの追加及び改訂に関する修正原案。	特段の議論なく、採択された。
食品添加物の同一性及び純度に関する規格	第 65 回 JECFA において設定された 7 の添加物及び 131 の香料の同一性及び純度の規格について採択に付された。	特段の議論なく、採択された。

GSFA の食品添加物条項案	GSFA に追加するための食品添加物条項案	食品分類 02.2.1.2 (マーガリン及び類似品), 13.1.1 (乳児用調製粉乳) 及び 13.1.2 (フォローアップミルク) に含まれる添加物条項については、ファットスプレッド・ブレンドスプレッド規格、乳児用調製粉乳規格及びフォローアップミルク規格における添加物条項の完成を待って検討を行うこととされたが、米国及び EC はこの結論に留保を示した。上記以外の食品添加物条項については、原案どおり採択された。
GSFA の食品添加物条項原案	GSFA に追加するための食品添加物条項原案	
魚中の鉛の最大基準値案	魚中の鉛の最大基準値案として 0.3 mg/kg が総会に勧告された。	特段の議論なく、採択された。
海産二枚貝、頭足類及び精米中のカドミウムの最大基準値案	精米中のカドミウムの最大基準値案として 0.4 mg/kg を、海産二枚貝中のカドミウムの最大基準値案として 2 mg/kg が総会に諮られた。	<p>i) 海産二枚貝、頭足類 EC より、前回の CAC において合意された 1.0mg/kg より高い値 (2mg/kg) で今回の CAC に提案された経緯を明らかにするよう要求があり、CCFAC 議長より CCFAC における議論について説明がなされた。EC は原案に留保を示したが、最大基準値案は原案どおり採択された。</p> <p>ii) 精米 多数の国が原案に賛意を示したが、数カ国より JECFA の評価結果において食習慣 (米の多食) や小児への暴露が考慮されていないのではないかという懸念が表明された。この点について FAO、WHO より説明がなされ、最終的に 7カ国 (エジプト、ホンジュラス、ナイジェリア、ノルウェー、カタール、シンガポール及び UAE) の留保はあったものの、最大基準値案は原案どおり採択された。</p>

堅果類のアフラトキシン汚染の防止及び低減のための実施規範の付表原案 ーブラジルナッツのアフラトキシン汚染の防止及び低減に関する付則案	堅果類のアフラトキシン汚染の防止及び低減のための実施規範にブラジルナッツに関する記述を付表という形で追加したもの。	特段の議論なく、採択された。
食品及び飼料中のダイオキシン及びダイオキシン類似 PCB 汚染の防止及び低減に関する実施規範案	様々な経路で食品を汚染するダイオキシン類及びダイオキシン類似 PCB の主要な発生源について、食品や飼料のダイオキシン類及びダイオキシン類似 PCB を削減する観点から、環境中への排出削減対策や食品への汚染低減対策について規範を示すもの。	現行案どおり採択された。また、分析・サンプリング法部会に対し、本実施規範のサンプリング及び分析法に関するセクションを再検討し、改訂の必要性を確認するよう要請することが合意された。
原子力や放射能に係る緊急事態によって汚染された食品中の放射性核種の国際貿易において適用されるガイドライン値改訂原案	既存のガイドライン値 (CAC/GL5-1989) を改訂するもの。①緊急事態のみに適用され、通常のモニタリングの目的には適用されないことを明確化、②放射性核種は乳児への影響が特に大きいことを考慮し、一般食品と乳児用食品とで別々のガイドライン値を設定。	数カ国より、ヒトの健康への長期影響を考慮すべきとの発言があり、IAEA による説明が行われた。4 カ国 (エジプト、マレーシア、シンガポール、スーダン) が留保したが、改訂案は原案どおり採択された。

< 食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) >

事項	概要	審議結果
リスクに基づく輸入食品の検査のための原則及びガイドライン原案	リスクを基にした輸入食品の安全管理に係る検査を遂行するための指針を定めたものであり、食品輸入管理制度ガイドライン (CAC/GL 47-2003) の付属書として総会に諮られた。	本原則原案で用いられている“based on risk”という用語について、現在 CCGP において“science based”や“risk based”といった食品安全に関するリスク分析用語の新しい定義が審議中 (ニュージーランドの提案) であるが、本原則原案の採択に問題ないとされ、現案どおり採択された。インド及びペルーは留保した。

<p>食品輸出入検査・認証制度においてツールとして使用するトレーサビリティ/プロダクトトレーシングの適用のための原則原案</p>	<p>政府機関が食品検査・認証制度においてトレーサビリティ/プロダクトトレーシングをひとつのツールとして活用する際に考慮すべき原則を定めたもの。</p>	<p>インドが実質的な修正を提案したが、総会はすでに部会及び作業部会で検討済みであるとし、合意しなかった。インドは本決定を留保した。本原案については、OIEからの提案を受けて、パラ1“This document should be read in conjunction with all relevant Codex texts.”の末尾に“as well as those adopted by IPPC and OIE where appropriate.”というフレーズを追加することにより OIE 及び IPPC のテキストへの言及を含むこととし、採択された。本修正についてはチリ、マレーシア及びタイが留保した。</p>
--	--	---

<食品表示部会 (CCFL) >

事項	概要	審議結果
<p>有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン：付属書 2 改訂案：表 3</p>	<p>食品添加物・汚染物質部会 (CCFAC) での作業を反映して、使用可能な食品添加物リストを改訂したもの。</p>	<p>第 58 回執行委員会は、本改訂案が食品表示部会の前にステップ 6 で回付されなかったため、ステップ 6 に差し戻すことを勧告した。総会は本改訂案をステップ 6 に差し戻し、食品表示部会で更に検討することに合意した。EC 及びアメリカは留保した。</p>
<p>栄養表示に関するガイドラインの修正原案：トランス脂肪酸の定義</p>	<p>トランス脂肪酸の定義原案に合意し、本定義を栄養表示に関するガイドライン(CAC/GL 2-1985 (Rev. 1 - 1993))に収載するもの。</p>	<p>特段の議論なく、採択された。</p>
<p>果実ジュース及びネクターの一般規格：加工助剤に関する表示条項</p>	<p>左記規格で承認されている加工助剤3剤について、アレルギーを引き起こす可能性があることから、食品表示部会において表示することが承認され、総会に承認が諮られた。</p>	<p>特段の議論なく、採択された。</p>

<分析・サンプリング法部会（CCMAS）>

事項	概要	審議結果
コーデックス規格に含まれる分析法及びサンプリング法	果実ジュース及びネクターの一般規格の分析法条項及び乳製品規格の分析・サンプリング法のリストの更新が第27回分析・サンプリング法部会（本年5月）で承認され、総会に承認が諮られた。	現行案どおり採択された。総会は、CCMAS に対し、先進国と発展途上国の両方で用いられる分析法を考慮するよう勧告した。

<乳・乳製品部会（CCMMP）>

事項	概要	審議結果
チーズのコーデックス一般規格の修正案	チーズの一般規格に規定されている製品の定義において乳タンパク質の凝固を担保するためのタンパク質含有量の考え方を明示した修正案。	特段の議論なく、採択された。
無糖脱脂れん乳と植物性脂肪の混合品規格案	乳成分を非乳成分で代替した、無糖脱脂れん乳と植物性脂肪の混合品規格案。	セクション3.1“Raw Material”の1行目の記述を修正の上、採択された。
脱脂粉乳と植物性脂肪粉末の混合品規格案	乳成分を非乳成分で代替した、脱脂粉乳と植物性脂肪粉末の混合品規格案。	セクション3.1“Raw Material”の1行目の記述を修正の上、採択された。
加糖脱脂れん乳と植物性脂肪の混合品規格案	乳成分を非乳成分で代替した、加糖脱脂れん乳と植物性脂肪の混合品規格案。	セクション3.1“Raw Material”の1行目の記述を修正の上、採択された。
チェダーチーズ規格改訂案	乳脂肪の量、個別チーズの詳細（形状、色調等）について分類して作成した、既存規格の改訂案。他の15種類の個別チーズ規格改訂案、改訂原案及び規格原案とともに、CCFLにおいて審議されたが、「セクション7.2 原産国表示」の条項につき合意が得られなかった。このため、CCFLとしては、原産国表示条項が CCFL で承認されなかった旨の注釈を付けた上で、本規格改訂案、改訂原案及び規格原案を総会に進めることとし、	「セクション7.2 原産国表示」について合意が得られず、ステップ8で留保された。当該セクションについては、次回のCCFLで再検討することとされた。

	総会において合意が得られればコーデックス規格として承認するとされた。	
ダンボチーズ規格改訂案	〃	〃
乳清チーズ規格改訂案	製造工程別に製品の定義及び必須成分等の規定を示した、既存規格の改訂案。	特段の議論なく、採択された。
エダムチーズ規格改訂原案	乳脂肪の量、個別チーズの詳細（形状、色調等）について分類して作成した、既存規格の改訂原案。他の15種類の個別チーズ規格改訂案、改訂原案及び規格原案とともに、CCFLにおいて審議されたが、「セクション7.2 原産国表示」の条項につき合意が得られなかった。このため、CCFLとしては、原産国表示条項がCCFLで承認されなかった旨の注釈を付けた上で、本規格改訂原案、改訂案及び規格原案を総会に進めることとし、総会において合意が得られればコーデックス規格として承認するとされた。	「セクション7.2 原産国表示」について合意が得られず、ステップ8で留保された。当該セクションについては、次回の食品表示部会で再検討することとされた。
ゴードチーズ規格改訂原案	〃	〃
ハヴァーティチーズ規格改訂原案	〃	〃
サムソーチーズ規格改訂原案	〃	〃
エメンタールチーズ規格改訂原案	〃	〃
ティルジターチーズ規格改訂原案	〃	〃
サンポーランチーズ規格改訂原案	〃	〃

プロボローネチーズ規格改訂原案	〃	〃
カッターチーズ規格改訂原案	〃	〃
クロミエチーズ規格改訂原案	〃	〃
クリームチーズ規格改訂原案	〃	〃
カマンベールチーズ規格改訂原案	〃	〃
ブリーチーズ規格改訂原案	〃	〃
モッツァレラチーズ規格原案	乳脂肪の量、個別チーズの詳細（形状、色調等）について分類して作成した、規格原案。他の 15 種類の個別チーズ規格改訂案及び改訂原案とともに、CCFL において審議されたが、「セクション 7.2 原産国表示」の条項につき合意が得られなかった。このため、CCFL としては、原産国表示条項が CCFL で承認されなかった旨の注釈を付けた上で、本規格原案、規格改定案及び改訂原案を総会に進めることとし、総会において合意が得られればコーデックス規格として承認するとされた。	〃
デイリースプレッド規格原案	油脂部会（CCFO）で検討されている「ファットスプレッド及びブレンドスプレッドの規格案」との整合性を図るため策定された規格原案。	特段の議論なく、採択された。

< 栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) >

事項	概要	審議結果
乳児及び年少幼児用の穀物を主原料とする加工食品の規格改訂案	乳児及び年少幼児用の穀物を主原料とする加工食品の規格について、必須成分、添加物、表示等の規定を見直すもの。	現行案どおり採択された。タイ及びインドは留保した。また、CCNFSDU に対し、タイ、インドから提起された事項について検討し、食事、運動及び健康に関する WHO のグローバル戦略の勧告を考慮して、セクション 3.2、3.3 及び 3.4 の改訂の必要性について評価するよう要請することが合意された。

< 残留農薬部会 (CCPR) >

事項	概要	審議結果
農薬の最大残留基準値案 (乾燥チリペッパーの基準値案を含む)	JMPR での評価に基づき第 38 回残留農薬部会 (本年 4 月) で審議された 14 農薬の MRL 案について、また乾燥チリペッパーに対する 44 農薬の MRL 案について採択に付された。	採択されたが、deltamethrin(135)、oxydemeton-methyl(166) 及び chlorpropham(201)については、EC 及びノルウェーが留保した。
結果の不確かさの推定に関するガイドライン案	「残留分析における GLP ガイドライン」に組み込むことを目的として策定された、分析結果の不確かさの推定に関するガイドライン。	特段の議論なく、採択された。
農薬の最大残留基準値原案	JMPR での評価に基づき第 38 回本部会 (本年 4 月開催) で審議された 13 農薬の MRL 原案について採択に付された。	採択されたが、methiocarb(132)については、EC 及びノルウェーが留保した。

< 食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) >

事項	概要	審議結果
動物用医薬品の最大残留基準値案及び原案	JECFA での評価に基づき第 16 回食品残留動物用医薬品部会 (本年 5 月) で審議された pirlimycin 等、動物用医薬品 4 剤の MRL 案について採択に付された。	採択されたが、EC 及びノルウェーが牛乳中の Trichlorfon について、アルゼンチンが Cypermethrin /alph-cypermethrin について、それぞれ留保した。

Part2. 採択に掛けられる規格及び関連文書

<食品添加物・汚染物質部会（CCFAC）>

事項	概要	審議結果
GSFA の付表 3 の修正	付表 3（GMP の範囲でいかなる食品にも使用可能な添加物の表）の適用から除外される食品分類の表を修正するもの。	特段の議論なく、採択された。
GSFA の食品分類中 13.6 「フードサプリメント」に関する記述の改訂	GSFA 食品分類中の 13.6 「フードサプリメント」に関して、分類内容の説明を『ビタミン及びミネラル補助食品のガイドライン』の定義に合わせて修正するもの。	特段の議論なく、採択された。
一覧表 I を含む食品中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格（GSCTF）	昨年 の第 28 回総会に一覧表 I（Schedule I）を含めた GSCTF を送付していなかったことから個別のコーデックス最大基準値及びガイドライン値を廃止できなかったため、今回の総会において採択が求められた。	特段の議論なく、採択された。

議題 5. ステップ 5 の規格原案及び関連文書

<食品添加物・汚染物質部会（CCFAC）>

事項	概要	審議結果
食品添加物のコーデックス分類名及び国際番号システムの改訂原案	コーデックス規格「食品添加物国際番号システム」(CAC/GL 36-2003)のセクション 2：食品添加物の機能分類、その下位分類及び定義についての改訂原案。	ICBA からは、機能分類・下位分類中に含まれるべき項目（acid 及び flavor modifier）が含まれていない、IDF からは、キャリアは添加物や加工助剤と見なすべきではない、との意見が出されたが、これらについては今後検討されるという理解の下、原案どおり採択された。

直接消費用アーモンド、ヘーゼルナッツ及びピスタチオ中の総アフラトキシンの最大基準値案	直接消費用アーモンド、ヘーゼルナッツ及びピスタチオ中の総アフラトキシンの最大基準値案を 15 µg/kg から 8 µg/kg に変更するもの。	イラン・日本を含む数カ国より、最終的な基準値は JECFA による暴露評価結果に基づいて決められるべきであるという発言があり、そのことが理解された上で、原案どおり採択された。
缶詰飲料及びその他の缶詰食品中のスズの最大基準値原案	スズの基準値案を缶詰飲料 150 mg/kg、その他の缶詰食品 250 mg/kg とするもの。	EC より JECFA による更なる毒性評価が必要であり、適正な取り扱いで更に低減できる旨、発言があったが、原案どおり採択された。EC は留保した。

< 栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) >

事項	概要	審議結果
乳児用調製粉乳及び特殊医療を目的とした乳児用調製粉乳の規格改訂案 セクションB:特殊医療を目的とした乳児用調製粉乳	健常乳児を対象とした乳児用調整粉乳規格 (セクションA) に対し、特殊医療を目的とした乳児用調整粉乳についての規格原案。	総会に対して提出された技術的なコメント等については、次回 CCNFSDU で検討されるという理解の下、原案どおり採択された。

< 分析・サンプリング法部会 (CCMAS) >

事項	概要	審議結果
分析 (試験) 結果の違いに起因する紛争を解決するためのガイドライン原案	輸出国と輸入国で分析結果が異なる場合に生じる紛争を解決するためのガイドライン原案。	現行案どおり採択された。

< 乳・乳製品部会 (CCMMP) >

事項	概要	審議結果
乳・乳製品モデル輸出証明書原案	「公的証明書の様式と証明書の作成及び発行のためのガイドライン」(CAC/GL 38-2001) との整合性を図り作成された乳・乳製品の輸出証明書の様式。	現行案どおり採択された。

<残留農薬部会（CCPR）>

事項	概要	審議結果
農薬の最大残留基準値原案	JMPR での評価に基づき第38回残留農薬部会(本年4月)で審議された2農薬のMRL原案についてステップ5での採択が求められた。	特段の議論なく、採択された。

<食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）>

事項	概要	審議結果
動物用医薬品の最大残留基準値原案	JECFA での評価に基づき第16回食品残留動物用医薬品部会(本年5月)で審議した2動物用医薬品のMRL原案についてステップ5での採択が求められた。	特段の議論なく、採択された。
食料を生産する動物における動物用医薬品の使用に関する食品安全確保のための国家規制プログラムの計画及び実施のためのガイドライン原案	食品供給目的に飼育される動物に関して、残留動物用医薬品管理プログラムを確立・導入するためのガイドライン原案。	ブラジルがコーデックスの定義に合わせ、“risk-based”ではなく、“based on risk”に用語を統一するよう提案したが、現行案どおり採択された。

<総会（CAC）>

事項	概要	審議結果
急速冷凍食品の加工及び取扱いに関する国際行動規範の勧告改訂原案	本行動規格案に規定されている内容がいくつかの部会にまたがることから、第27回総会(2004年)において、ステップ5までは文書でのやりとりで、また、それ以降はCCFHにおいて検討することを決定した急速冷凍食品に関する行動規範改訂原案。	合意に至らず、タイを議長国とする特別部会を設置して検討することとされた。特別部会は会合を1回開催し、2年以内に本行動規範の改訂作業を終了させることとされた。

議題 7. 規格及び関連文書に関する新規作業及び作業中止の提案

－新規作業－

<バイオテクノロジー応用食品特別部会 (TFFBT) >

事項	概要	審議結果
組換え DNA 動物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン原案	組換え DNA 動物由来食品の安全性評価の実施のためのガイドラインの策定を新規作業として提案するもの。	新規作業として承認された。 スーダン及びイランが、バイオテクノロジー応用食品がヒトの健康に及ぼす影響について懸念を示す一方、他の代表団からは、特に発展途上国において、消費者の健康を保護するためにはバイオテクノロジー応用食品の安全性評価に関する科学的知見が必要不可欠であるとの発言がなされた。
組換え DNA 植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン付属文書（枠組み文書）原案：栄養又は健康に資する組換え DNA 植物由来食品の安全性評価	既存の「組換え DNA 植物由来食品安全性評価の実施のためのガイドライン」の付属文書として、栄養又はヒトの健康に資する組換え DNA 植物由来食品の安全性評価実施に関する文書を策定する提案。	

<食品添加物・汚染物質部会 (CCFAC) >

事項	概要	審議結果
香料の使用に関するガイドライン	香料使用のためのガイドラインの策定。	特段の議論なく、新規作業として承認された。
食品中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格(GSCTF)の前文の改訂	コーデックス内の手続きに係る条項を GSCTF の前文から除き手続きマニュアルに含めること及び GSCTF で使用する食品分類システムの改正等を含む新規作業の提案。	特段の議論なく、新規作業として承認された。
ワイン中のオクラトキシン A 汚染の防止及び低減に関する実施規範	対象をワインに限定し、ワイン中のオクラトキシンの濃度が顕著な地域のみ適用すべきことを明確にした上で行動規範の策定。	特段の議論なく、新規作業として承認された。

食品中のアクリルアミドの低減に関する実施規範	農業規範、保管、原材料に関する規定を含む市販品の生産及び食品の加工、製造に関する分野を取り扱う実施規範の策定。	メキシコがアクリルアミド低減のための実際的な手法の適用に懸念を示したが、反対はしなかったため、新規作業として承認された。
燻製及び乾燥工程で発生する食品の多環芳香族炭化水素 (PAH) 汚染の低減に関する実施規範	燻製及び乾燥工程を経た食品中の多環芳香族炭化水素 (PAH) 低減のための実施規範の策定。	特段の議論なく、新規作業として承認された。

< 乳・乳製品部会 (CCMMP) >

事項	概要	審議結果
クリーム及び調整クリーム規格の食品添加物リストの修正	クリーム及び調整クリーム規格に使用される食品添加物リストの修正。	特段の議論なく、新規作業として承認された。

< 残留農薬部会 (CCPR) >

事項	概要	審議結果
農薬の優先評価リスト	JMPR に評価を優先的に依頼する農薬のリストの提案。	特段の議論なく、新規作業として承認された。
食品及び飼料のコーデックス分類の改訂に関する作業の拡張	新たな食品の登場や科学的知見の集積等に伴い、食品及び飼料のコーデックス分類を改訂するための提案。	特段の議論なく、新規作業として承認された。

< 食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) >

事項	概要	審議結果
動物用医薬品の評価及び再評価の優先順位リスト	JECFA に評価を優先的に依頼する動物用医薬品のリストの提案。	特段の議論なく、新規作業として承認された。

<食品表示部会（CCFL）>

事項	概要	審議結果
有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドラインの修正（エチレン）	キウイフルーツ及びその他の果実の追熟を目的としたエチレンの使用を可能とするための当該ガイドラインの修正。	追熟を目的としたエチレンの使用は有機の生産原則に合致しないとして、新規作業とすることに反対する国もあったが、新規作業として承認された。キューバ、エジプト及びフィリピンは留保した。
広告の定義	栄養及び健康強調表示に関連する広告の定義の策定。	広告の規制は各国で定めるべきとの立場から、新規作業とすることに反対する国もあったが、栄養及び健康強調表示に関連する広告の定義であること（一般的な広告の定義にまで拡大しないこと）を再度確認した上で、新規作業として承認された。

<分析・サンプリング法部会（CCMAS）>

事項	概要	審議結果
手続きマニュアルに規定されている「コーデックスサンプリング手続きの設定あるいは選択の原則」の改訂	サンプリングの一般ガイドライン（CAC/GL 50-2004）に合わせ、手続きマニュアル中のサンプリングの手続きに関する部分の改訂を日本が提案したもの。	特段の議論なく、新規作業として承認された。
コーデックス分析用語の見直し	第26回総会（2003年）において、手続きマニュアル中のコーデックス分析用語の見直しが新規作業として承認され、作業が進められてきたが、第27回分析・サンプリング法部会（本年5月）において、手続きマニュアルから切り離し、分析用語のガイドラインとして作成することが合意され、総会に新規作業として提案された。	特段の議論なく、新規作業として承認された。

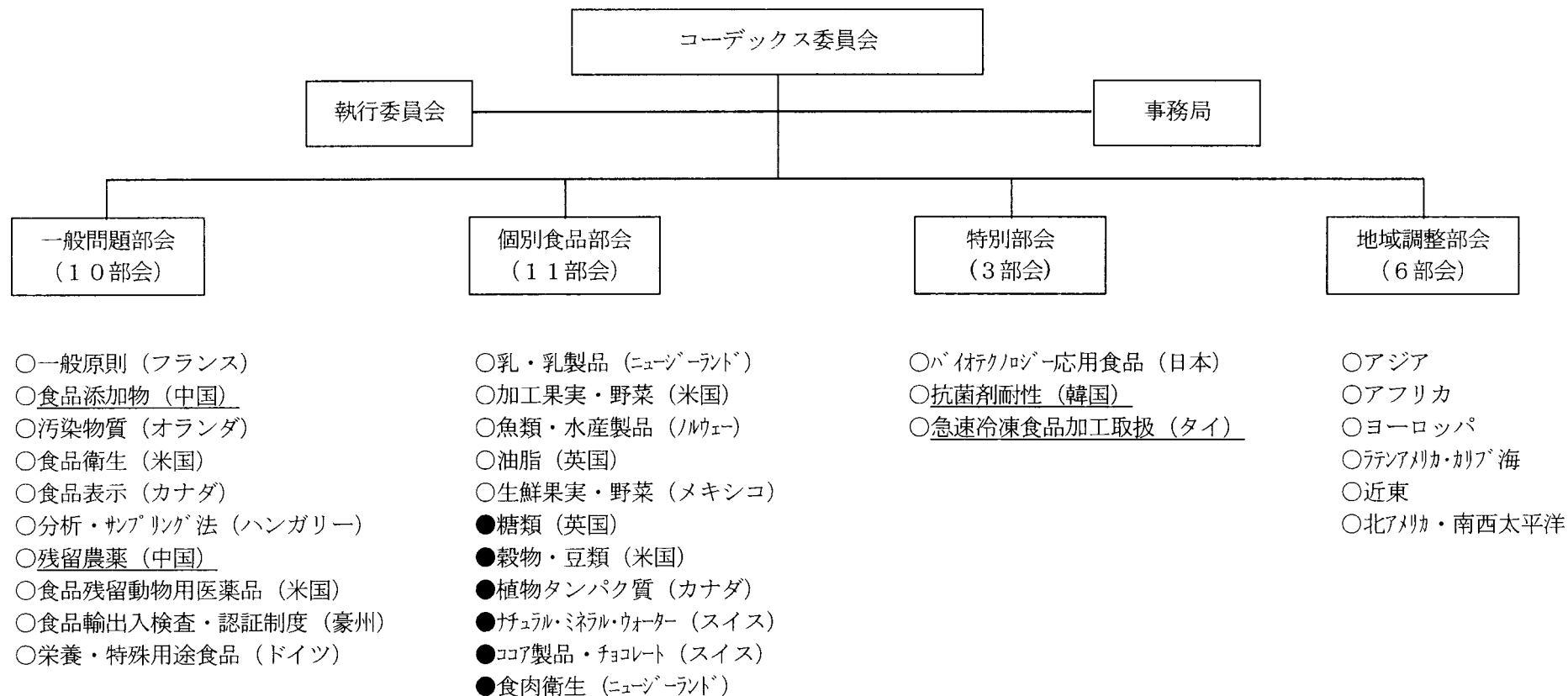
－作業の中止－

<食品添加物・汚染物質部会（CCFAC）>

事項	概要	審議結果
GSFAの食品添加物条項原案及び案に関する作業の中止	27の食品添加物に関する条項案作成の作業を中止することについて、総会の承認が求められた。	食品分類 02.2.1.2（マーガリン及び類似品）、13.1.1（乳児用調製粉乳）及び13.1.2（フォローアップミルク）については、議題4での結論に基づき、リストから除外された。残りの添加物については、作業を中止することが承認された。

<残留農薬部会（CCPR）>

事項	概要	審議結果
コーデックス最大残留基準値（MRL）策定手続きの修正原案（暫定MRLsの策定関係）	最大残留基準値（MRL）設定に関する新しい手続きについて検討されていたもの。本件については、第38回残留農薬部会（本年4月）において、既存の手続き（ステップ5/8）を活用することで合意され、その旨、「残留農薬部会に適用されるリスク分析の原則案」の中に記述することとされた。	CCPRがMRL策定のための新たな迅速化方針に合意したことを踏まえ、暫定MRLに関する作業の中止が承認された。



注) 1. ●印の部会は、休会中。
 2. () 内の国は、ホスト国名。
 3. 執行委員会は、議長、3副議長、6地域調整国 (アフリカ、アジア、ラテンアメリカ・カリブ、欧州、近東、北米・南西太平洋) 及び7地域代表 (アフリカ、アジア、ラテンアメリカ・カリブ、欧州、近東、北米、南西太平洋) で構成。
 4. 下線部は、第29回総会 (2006年) で決定された事項。

第29回コーデックス総会以降1年間のコーデックス会合及び連絡協議会開催予定案

会議名		開催時期
第29回総会	(CAC)	7月3日(月)～7月7日(金)
第28回魚類・水産製品部会	(CCFFP)	9月18日(月)～9月22日(金)
第13回生鮮果実・野菜部会	(CCFFV)	9月25日(月)～9月29日(金)
第24回連絡協議会		2006年10月16日(月)
第23回加工果実・野菜部会	(CCPFV)	10月16日(月)～10月21日(土)
第28回栄養特殊用途食品部会	(CCNFSDU)	10月30日(月)～11月3日(金)
第15回食品輸出入検査・認証制度部会	(CCFICS)	11月6日(月)～11月10日(金)
第25回連絡協議会		2006年11月16日(木)
第15回アジア地域調整部会	(CCASIA)	11月21日(火)～11月24日(金)
第6回バイオテクノロジー応用食品特別部会	(TTFBT)	11月27日(月)～12月1日(金)
第38回食品衛生部会	(CCFH)	12月4日(月)～12月9日(土)
第26回連絡協議会		2007年2月中旬
第20回油脂部会	(CCFO)	2月19日(月)～2月23日(金)
第28回分析・サンプリング法部会	(CCMAS)	3月5日(月)～3月9日(金)
第27回連絡協議会		2007年3月下旬
第39回残留農薬部会	(CCPR)	未定
第24回一般原則部会	(CCGP)	4月2日(月)～4月6日(金)
第1回汚染物質部会	(CCCF)	4月17日(火)～4月20日(金)
第39回食品添加物部会	(CCFA)	4月24日(火)～4月28日(土)
第35回食品表示部会	(CCFL)	4月30日(月)～5月4日(金)
第28回連絡協議会		2007年6月上旬～中旬
第30回総会	(CAC)	7月2日(月)～7月7日(土)

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 28 回魚類・水産製品部会

日時 : 2006 年 9 月 18 日 (月) ~ 9 月 22 日 (金)
 場所 : 北京 (中国)

議題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3.	イワシ及びイワシ類缶詰製品規格の改訂原案 : <i>Clupea bentincki</i>
4.	チョウザメキャビアの製品規格案 (ステップ 7)
5.	魚類及び水産製品に関する取扱い規範原案 (ステップ 4)
6.	活及び生鮮二枚貝の規格原案 (ステップ 4)
7.	急速冷凍ホタテ貝柱製品の規格原案 (ステップ 4)
8.	くん製魚製品の規格原案 (ステップ 4)
9.	ホタテ貝の加工に関する実施規範原案 (ステップ 4)
10.	魚類及び水産製品の規格への魚種の追加手続きに関する討議資料
11.	イワシ及びイワシ類缶詰製品規格中の表示規程の改訂に関する討議資料
12.	その他の事項及び今後の作業/次回会合の日程及び開催地
13.	報告書の採択

第 28 回魚類・水産製品部会（CCFFP）概要

1. 開催日及び開催場所

日時：平成 18 年 9 月 18 日（月）～9 月 22 日（金）

場所：北京（中華人民共和国）

2. 参加国及び国際機関

45 加盟国、EC、1 国際機関（参加総数約 140 名）

3. 我が国からの参加者

国立医薬品食品衛生研究所安全情報部 主任研究官

豊福 肇

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課 係員

今西 保

4. 議論の概要

主要議題は以下のとおり

議題 3 イワシ及びイワシ類缶詰製品規格の改訂原案の検討

(1) 経緯

「Product Definition（製品定義）」の魚種リストに、*Clupea bentincki* をイワシとして含めるべきとする意見と、含むべきでないとする意見に分かれ、長年討議が重ねられてきた議題であり、今回の部会での合意を目指して審議された。

(2) 会議結果のポイント

「Product Definition（製品定義）」のセクションに新たな魚種として、*Clupea bentincki* が追加された。また、「Name of Food（食品名）」のセクションについては、“X Sardine”（“X”は製品が販売される国の法律及び習慣に従い、国名、地理的な区域、魚種名または魚種の一般的な名称、あるいはこれらの組み合わせ）とすることとされた。本議題については、ステップ5に進めること、さらにステップ6/7を省略してステップ8で採択するよう総会に勧告することとした。

議題 4 チョウザメキャビアの製品規格案の検討

(1) 経緯

この議題に関しては、ロシアが作成したドラフトを基に審議されてきた。前回第27回部会において、ステップ5に進められたため、今回の部会においては、総会で承認された規格案に対する各国からのコメントを踏まえて、テキストの改訂作業グループが修正した文書を基に検討がなされた。

(2) 会議結果のポイント

製品規格案のタイトル及び「SCOPE（適用範囲）」のセクションについては、チョウザメ科のみに限定することとされた規格案に対して、ECがワシントン条約でのキャビアの定義（チョウザメ目のすべての魚種（ヘラチョウザメ科を含

む)の魚卵から製造されたもの)に揃えるべきと主張。これに対して、総会で承認された”Sturgeon Caviar”(チョウザメキャビア)の規格作成に焦点を絞るべきと主張する国もあり、意見の一致には至らなかった。

食品添加物については、ホウ酸及び4ホウ酸ナトリウムはFAO/WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA)で一日摂取許容量(ADI)が設定されていないため基準値が設定できないことを確認した上で、食品添加物部会に対し、JECFAでの評価の優先順位リストに載せるよう要請することに合意した。

議長提案により本件については、ステップ6に戻し、各国からのコメント募集の上、次回部会で議論することとした。

議題6 活及び生鮮二枚貝の規格原案の検討

(1) 経緯

第43回執行委員会(1996年)で新規作業として貝類(Molluscan Shellfish)の規格を作成することが合意され、第23回本部会(1998年)においては、規格の対象を二枚貝(bivalve molluscs)にしぼることが合意された。その後、第25回本部会(2002年)において、貝毒についてFAO及びWHOに科学的な助言を求めることとされ、2004年9月にFAO/WHO/IOC合同専門家会合(以下、専門家会合)が開催された。専門家会合の勧告を踏まえ、本年4月にカナダのオタワで作業部会(以下、WG)が開催され、今回の部会では、WGからの勧告を踏まえた検討がなされた。

(2) 会議結果のポイント

「HYGIENE AND HANDLING(衛生、取扱い)」のセクション中、微生物に関する規格については、オーストラリアの提案した大腸菌及び糞便大腸菌群の規格基準、我が国の提案した腸炎ビブリオの規格基準(100 MPN/g)について合意された。なお、腸管病原性ウイルスに関する規格案は指標となる微生物及び検査法がないことから削除された。貝毒に関する規格値案については、WGの勧告を踏まえて提出されたカナダ案が採用された。なお、貝毒に関して我が国が事前に提出した、科学的なリスク評価が適切に実施されたものについてのみ基準値を策定すべきとするコメントについては、同調国が見られなかったため、アザスピロ酸群及びブレベトキシン群の基準値案については、今後さらに毒性評価が必要な貝毒とともにFAO/WHOによる再評価を実施するよう要望した。

「Determination of Biotoxins(貝毒の同定)」のセクションについては、専門家会合の勧告を踏まえ、同WGの勧告に基づくカナダ提案が採用された。

本議題については、ステップ5で予備採択するよう総会に勧告することとした。

FAO / WHO 合同食品規格計画 第 28 回栄養・特殊用途食品部会

日時 : 2006 年 10 月 30 日 (月) ~ 11 月 3 日 (金)

場所 : チェンマイ (タイ)

仮議題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3.	栄養強調表示の使用に関するガイドライン: 栄養成分表示の条件表案 (Part B: 食物繊維含有量について) (ステップ7)
4.(a)	乳児用調製粉乳及び特殊医療を目的とした乳児用調製粉乳の改訂規格案 (ステップ7)
	セクション A: 乳児用調整粉乳改訂規格案 セクション 3: 必須成分と品質要件についての作業部会からの提案
4.(b)	セクション B: 乳児向けの特殊医療を目的とした調製粉乳 (ステップ7)
	食品添加物の項目についての作業部会からの提案
5.	グルテンフリー食品に関する改訂規格案(ステップ7)
6.	乳児及び年少幼児向けの特別用途食品に使用される栄養素配合物の推奨リストの改訂原案(ステップ4)
7.	健康強調表示の科学的根拠についての勧告原案(ステップ4)
8.	表示を目的とした栄養素参照量の追加及び改訂案に関する討議資料
9.	栄養・特殊用途食品部会における作業へのリスク分析の適用に関する討議資料
10.	その他の業務及び今後の作業
11.	次回の開催日時及び開催地
12.	報告書の採択

第 28 回栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) の主な検討議題

日時 : 2006 年 10 月 30 日 (月) ~11 月 3 日 (金)

場所 : チェンマイ (タイ)

○ 主要議題の検討内容

議題 3 栄養強調表示の使用に関するガイドライン：栄養成分表示の条件表案 (Part B：食物繊維含有量について) (ステップ 7)

「栄養・健康強調表示の使用に関するガイドライン」において「栄養素含有量強調表示」が定義されているが、各栄養素について強調表示をするための条件を策定する作業が食品表示部会より本部会に委託されている。タンパク質、ビタミン及びミネラルについては既に基準が策定されたが、食物繊維については引き続き議論されているところである。今年の第 27 回会合では、定義において重合度を 3 以上とすること、生理学的特性を新たに特性という項目を設けて記述すること等が合意された。今次会合では、食物繊維の量的基準及び定量方法が議論の中心となることが予想される。

我が国では、多くの液状タイプの食品から食物繊維を摂取していること、また栄養表示基準において液状食品の基準を設定していることから、食物繊維についても液状食品を対象に含めるべきとの立場で、定量方法については我が国で適用されている分析法を考慮し、対処したい。

議題 4 乳児用調整粉乳及び特殊医療を目的とした乳児用調製粉乳の改訂規格案 (ステップ 7)

乳児用調製粉乳の適用範囲については、第 25 回本部会において、健常乳児のみを対象とするか、乳糖不耐症のような特殊な配慮を必要とする乳児をも含めるかについて議論された。その結果、健常乳児に対する調整粉乳を扱うセクション(a)及び乳児用特殊医療用調製粉乳を扱うセクション(b)に分けた規格を作成することとされた。今次会合では、成分リスト・品質要件及び食品添加物について、それぞれの作業部会が作成した改訂案ならびに各国からのコメントに基づいて議論される予定である。

また、セクション(a)では「第 3 項 必須成分及び品質要件」の窒素換算係数について討議される予定であるが、乳タンパク質を成分とした調製粉乳の窒素換算係数については、改訂案の 6.25 にかわり、他のコーデックス規格でも規定されている 6.38 を採用するよう提案したいと考えている。その他、DHA を初めとした脂肪酸組成、アミノ酸組成などについても、特別用途食品の規格、我が

国で得られた母乳成分のデータ等を考慮し、これらを規格案に反映させる方向で対処したい。

議題7 健康強調表示の科学的根拠についての勧告原案（ステップ4）

健康強調表示は、栄養素及びその他の成分と健康状態の関係について述べた表示のことであるが、その科学的根拠についての勧告原案を作成するよう食品表示部会より要請があったことから、作業を開始したものである。昨年の第27回本部会において、フランスより勧告原案について説明がなされ、本件に関する当部会の任務は、表示の根拠の実証に必要な科学的根拠の性格を示すことであることが確認された。我が国においては、健康強調表示に関わる制度として、保健機能食品制度を運用しているところであることから、我が国の制度との整合性も考慮しつつ、各国の取組み状況や国際的な動向等に留意し対処したい。

議題8 表示を目的とした栄養素参照量の追加及び改訂案に関する討議資料

本議題では、全ての食品に適用する表示用の栄養素参照量（NRV）を設定することについて議論されている。前回、南アフリカを座長とする電子作業部会に対し、表示を目的としたNRV作成の原則、異なった集団におけるNRV設立の必要性等に焦点を絞って討議文書を作成するよう要請しており、今回この文書に基づいて議論される予定である。

我が国の食事摂取基準等を考慮しつつ、各国の発言に留意し対処したい。

議題9 栄養・特殊用途食品部会における作業へのリスク分析の適用に関する討議資料

各部会において関連する分野に適用するリスク分析の指針を策定すべきとの総会の要請を受けて、本部会の行う作業にリスク分析をどのように適用すべきであるかを議論するものである。オーストラリアが、本部会におけるリスク分析の対象、用語の定義等に関する討議資料を提供している。

コーデックスで適用されるリスク分析の作業原則や栄養に関するリスク分析の特殊性を踏まえた内容の文書が策定されるよう対処したい。

F A O / W H O 合同食品規格計画

第 15 回食品輸出入検査・認証制度部会

日時 : 2006 年 11 月 6 日 (月) ~ 11 月 10 日 (金)
 場所 : マル デル プラタ (アルゼンチン)

仮議題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会・特別部会からの付託事項
3.	ステップ 4 における規格原案及び関連文書の検討
(a)	公的証明書の様式と証明書の作成及び発行のためのガイドライン改訂原案
(b)	食品の検査認証に係る衛生措置の同等性評価に関するガイドラインの付属文書原案
4.	食品の国際貿易における倫理規範に関する質問についての討議文書
5.	その他の事項及び今後の作業
6.	次回会合の日程及び開催地
7.	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画 (Codex)
第 15 回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) の主な検討議題

日時：2006 年 11 月 6 日 (月) ～11 月 10 日 (金)

場所：マル デル プラタ (アルゼンチン)

○ 主要議題の検討内容

3. ステップ 4 における規格原案及び関連文書の検討

(a) 公的証明書の様式と証明書の作成及び発行のためのガイドライン改訂原案

第 28 回総会で、「電子証明のための原則」(Principles for Electronic Certificate) も含め、「公的証明書の様式と証明書の作成及び発行のためのガイドライン改訂原案」(Generic Official Certificate Formats and the Production and Issuance of Certificate) を改訂することとされたが、第 14 回部会では議論ができず、本年 6 月、米国が中心となり我が国も参加した作業部会で作成された原案を議論するものである。

電子証明などの新たな技術の位置付けを行うほか、証明書の偽造についても取り上げているとともに、荷口 (consignment) ごと以外にも、出荷施設リストに基づく一括証明方法などについても取り上げている。

我が国としても、輸入国として輸入条件が遵守されていることが確認できるものとなるよう対応するとともに、我が国は同時に輸出振興を打ち出していることから、輸出証明について新たな技術を取り入れ、無駄を省く方向性を支持する方針で対応したい。

(b) 食品の検査認証に係る衛生措置の同等性評価に関するガイドラインの付属文書原案

第 14 回部会において、以下の 5 つ又は 6 つの項目を一つにまとめることとし、本年 6 月米国が中心となり我が国も参加した作業部会で作成された原案を議論するものである。

- ① 同等性認定の対象となる措置の特定
- ② 同等性認定のための要請文書
- ③ 同等性認定のための輸出国への現地訪問の条件
- ④ 比較の客観的根拠の決定
- ⑤ 同等性の判断過程における詳細項目

⑥ 輸入国による技術支援

各国の間において、同等性評価の対象を、具体的な措置に限定して検討するのか、より広く食品安全システムを含む検討になるのかという考え方の差があるが、我が国としても、このガイドラインがより実効性のあるものとなるよう対処したい。

4. 食品の国際貿易における倫理規範についての討議資料

第 22 回一般原則部会から、食品輸出入検査・認証制度部会に対し、「輸入又は国内で生産され、安全でない又は食用に適さないとされた食品の輸出」の問題に本部会で対処できるかが照会された。

この照会に対し、カナダが中心となって討議文書が作成されており、これを基に討議が行われる予定である。

我が国としては、輸入国としての立場から、これまでも輸出国に対して不合格品に関する情報を提供しているところであり、国ごとに食品の安全に関する基準が異なることに留意しつつ、本討議が輸出国における衛生対策の向上に資するものとなるよう適宜対処することとしたい。

FAO/WHO 合同食品規格計画 (Codex)

第 6 回バイオテクノロジー応用食品特別部会 (TFFBT) について

平成 18 年 10 月 16 日

1 第 6 回特別部会の開催日時及び場所について

- 開催日時 平成 18 年 11 月 27 日 (月) ~12 月 1 日 (金)
- 場 所 幕張メッセ国際会議場 (千葉市美浜区)

2 第 6 回特別部会において想定される討議内容

- 昨年開催された第 5 回特別部会会合において、本部会が向こう 3 年間で取り組むべき新たな課題について議論された結果、「組換え DNA 動物由来食品」や「栄養又は健康に資する組換え DNA 植物由来食品」の安全性評価を実施するためのガイドラインを策定することで合意された。
- その後、それぞれの課題について作業部会を立ち上げ、検討が進められた結果、別添 2 及び 3 のとおりガイドラインの原案が取りまとめられ、先般、この原案について加盟国及びオブザーバー機関の意見が求められたところ。第 6 回会合においては、これらの原案及びメンバーから寄せられた意見に基づき、審議されることが想定されている。
- その他の議題としては、他の国際機関で審議・検討されたバイオテクノロジー応用食品にかかる成果の報告、他のコーデックス部会からの報告ならびに各国から提出された新規課題の提案等について審議されることが想定されている。

(関連資料)

- 別添 1：第 6 回バイオテクノロジー応用食品特別部会 仮議題
- 別添 2：組換え DNA 動物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン原案 (CL 2006/27-FBT) 対訳
- 別添 3：組換え DNA 植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドラインの付属文書 (枠組み文書) 原案：'栄養又は健康に資する組換え DNA 植物由来食品 (CX/FBT 06/6/5) 対訳

※ 第 6 回特別部会会合の正式な会議資料 (英語・仏語・スペイン語) は、以下のサイトでダウンロードすることができます。

- 英語
<http://www.codexalimentarius.net/download/report/675/bt06_01e.pdf>
- フランス語
<http://www.codexalimentarius.net/download/report/675/bt06_01f.pdf>
- スペイン語
<http://www.codexalimentarius.net/download/report/675/bt06_01s.pdf>

第 6 回バイオテクノロジー応用食品特別部会に関する情報・資料（会議資料の日本語仮訳等）は、以下にあります厚生労働省のウェブサイトに順次掲載する予定です。

- 厚生労働省 コーデックス・バイオテクノロジー応用食品特別部会
<<http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/codex/codex.html>>